

## 学校給食の安全性について

### I 学校給食を原因とする食中毒の発生と今後の取り組みについて

#### 1 学校状況

- 【学校名】 青葉区藤が丘小学校（青葉区藤が丘二丁目30-3）  
 【校長】 木之下三十志  
 【食数】 児童678名 職員37名 食数 715食

#### 2 食中毒の概要

- 11月30日(金)、藤が丘小学校で嘔吐等により161人が欠席、36人が早退しました。
- 青葉区福祉保健センターは感染症・食中毒の両面で調査を進めましたが、発症者21人の検便と11月28日に提供された炒め物の保存食からノロウィルスを検出したことなどから、12月7日(金)に学校給食を原因とするノロウィルスの食中毒と断定し、同日、横浜市保健所長より学校長に対し、給食業務禁止の行政処分命令が出されました。  
 ※発症者数 児童678人中196人(29%)、教職員37人中9人(24%)
- 青葉区福祉保健センターは、給食の汚染原因の究明、調理従事者への指導研修、調理従事者全員のノロウィルス陰性と施設設備の洗浄消毒確認を行い、12月13日(木)に禁止命令を解除しました。
- 学校は、12月17日(月)に給食を再開しました。

#### 3 学校の対応

11月30日(金)	集団欠席、早退の認知→健康教育課に連絡 給食実施後、14:00一斉下校 校内消毒作業(以後毎日実施) 青葉区福祉保健センター調査(児童吐しゃ物採取、給食室拭き取り) 学校が欠席児童の一部(20名)を家庭訪問し、検便依頼
12月1日(土) 2日(日)	教職員と区福祉保健センター職員による家庭訪問で、聞き取り調査 (症状・発症時間・食事内容)と検便依頼
3日(月)	給食中止・午前授業(以後14日まで10日間給食中止※)
5日(水)	保護者説明会(経過説明)
7日(金)	食中毒と断定され、給食業務禁止命令を受ける。
8日(土)	保護者説明会(食中毒発生の謝罪と経過説明)
13日(木)	改善報告書を区福祉保健センターに提出。禁止命令解除。
14日(金)	給食中止・弁当持参で通常授業
17日(月)	給食再開・通常授業

※ 中止3日分の代替として、12月21日、1月8日、9日に給食実施

## 4 発生時(11月30日)の対応上の問題点

- ① 学校からの健康教育課への第一報が遅く、対応が遅れた。
- ② 健康教育課から健康安全課への情報提供が遅く、対応が遅れた。
- ③ 集団欠席があった当日に給食を提供し、被害拡大の恐れがあった。
- ④ 学校の理解に時間がかかり、青葉区福祉保健センターの調査が当日は一部にとどまった。有症者の全数調査は翌日開始になり原因究明が遅れた。
- ⑤ 学校の健康危機管理体制が十分にとれず、速やかな資料作成や調査協力できなかった。
- ⑥ 30日の調査に教育委員会が立ち会わず、学校への応援が不十分だった。

### 原因として…

- 「学校における食中毒・感染症対応について (H19.9.27 通知)」や「学校給食衛生管理マニュアル」が学校に認知されていなかった。
- 学校にも教育委員会にも、感染症との予断があった。専門家としての保健所の判断が必要であった。
- 学校・健康教育課とも、健康危機管理に対する日常的な備えが不十分であった。

## 5 再発防止に関する改善の方向性

### (1)保健所・区福祉保健センターへのすみやかな通報を徹底する。

- ・ 集団感染が疑われる場合、学校は、健康教育課へ電話等で報告するとともに、学校医に状況を伝え相談・助言を受け、区福祉保健センターに連絡する。
- ・ 健康教育課は健康福祉局健康安全課にただちに情報提供する。

### (2)保健所・区福祉保健センターの調査に全面的に協力し、原因究明と感染拡大防止に取り組む。

- ・ 区福祉保健センターの疫学調査や指導について、学校は指示に従う。
- ・ 調査には健康教育課職員が立ち会い、学校の体制が整わない場合は、教育委員会の応援を検討する。

### (3)食中毒・感染症への対応マニュアルを日頃から把握する。また、保健所・区福祉保健センターと連携して、発生時に速やかな対応がとれるよう、危機管理体制を整えておく。

- ・ 保健所・区福祉保健センターと連携し、マニュアルの周知と、学校の危機管理能力を高めるための研修を充実させる。
- ・ 緊急時に保健所・区福祉保健センターと連携したすみやかな対応がとれるよう、校長のリーダーシップのもとに職員が役割を分担する危機管理体制を整え、シミュレーションなどを行って普段から全職員で認識しておく。

## 6 教育委員会の取組状況と今後の予定

12月3・10・11・19日 …ノロウイルス対策等に関する学校あて通知

12月17日・1月4日…栄養職員及び調理従事者に対する研修

1月11日 小学校長会／1月15日 中学校長会

2月1日 特別支援学校長会／2月6日 高等学校長会

2月初旬…緊急対応のマニュアルをわかりやすく改訂し、学校に配布

3月下旬…養護教諭に対する研修

4月上旬…全校長に対する危機管理研修

} 経過と改善の方向性について説明

## II 学校給食における食材の安全確保について

### 1 学校の取り組み

各学校においては、日々納入される食材の表示や品質を確認・記録して、食の安全確保に努めています。

#### (1) 主な確認・記録項目

- ・数量、重量、異物の混入、鮮度、品質
- ・包装の破損、賞味期限、生産地
- ・物資の温度

### 2 学校給食会の取り組み

食材の共同購入を行っている（財）横浜市学校給食会では、個々の物資に独自の規格を設け、この規格に適合した物資のみを選定するとともに、細菌、食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え等の抜き取り検査を実施しています。

また、学校給食会内部に4つの委員会を設置して食材の安全確保に取り組むとともに、納入業者を対象に年1回の衛生管理講習会を実施しています。

#### (1) 給食会の主な独自規格

- ・主原料は、非遺伝子組み換えであること。
- ・保存料、着色料を使用しないこと。
- ・卵又は牛由来の調味料を使用しないこと。

#### (2) 物資の安心・安全を確保するため、次の4つの委員会の開催

名 称	事業概要
<b>物資購入選定委員会</b> (H18 開催実績:17回) 【構成員:学校長代表、学校栄養職員代表、給食調理員代表、健康教育課職員、給食会職員】	・共同購入物資の選定及び決定 ・物資規格基準の策定と見直し
<b>物資納入業者資格審査委員会</b> (H18 開催実績:3回) 【構成員:給食実施校学校長代表】	・資格審査基準に基づく給食物資納入業者の登録に際しての資格審査
<b>物資納入業者制裁処置判定委員会</b> (H18 開催実績:5回) 【構成員:常務理事、事務長、主査、入札担当、苦情処理担当、給食相談員】	・第1委員会 納入業者登録抹消及び入札参加資格一時停止を審議(H18:該当なし) ・第2委員会 納入業者文書訓戒及び口頭嚴重注意を審議(H18:文書訓戒 延 25 社、口頭嚴重注意 延 28 社)
<b>学校給食食材安全監視委員会</b> (H18 開催実績:4回) 【構成員:学識経験者、消費者代表、保護者代表、学校長、学校栄養職員代表、健康教育課職員、給食会職員】	・食材に関する安全評価の実施 ・食材における様々な問題に即応するための対処方法の検討、助言